

鳥羽市立地適正化計画（素案）のパブリックコメントでの意見と対応方針（案）

資料1

No.	ページ (はじめ)	ページ (終わり)	該当箇所	意見	対応方針
1	4	4	序章 はじめに 3. 鳥羽市立地適正化計画の概要 (1) 計画の位置づけ	4ページの計画対象地域は都市計画区域とする。との事ですが、将来人口に対して都市計画区域が過大ではないか？もちろん三重県との調整が必要だと思うが、全域が非線引き都市計画区域であるという事は今から、市街化区域と市街化調整区域を策定する事も可能だと思いますが、いまさら莫大な数の人口流入が予測され市街化を抑制する事など想像もできないので、非線引きのまま都市計画区域を鳥羽1丁目から3丁目とし、その中に都市機能誘導区域、居住誘導区域を策定してしまい、集約させてはどうか？筑波大学の研究には都市の命の選別ともいえるアーバントリアージ（戦略的都市放棄）の文献も公開され、鳥羽市の名前も列挙されているが、鳥羽市全域を戦略的に都市放棄するには、あまりに大胆なので、まずはコンパクトにして生き残る道を模索してはどうか？NHKが公開している孤立可能性集落マップなどを見てみると、鳥羽市の都市計画区域全域が災害時に孤立し、都市計画区域外が孤立しない、真逆な構図となっている。これらを無視した鳥羽市独自の立地適正化計画は行政の暴走、独りよがりと思えない。コンパクトプラスネットワークではなく、コンパクトシティに舵をきらざるを得ない事をそろそろ自覚してはどうか	立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となります。また、立地適正化計画は、都市再生特別措置法の理念に基づき、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの形成を連携して取り組むコンパクト・プラス・ネットワークが基本的な考え方になります。都市計画区域の見直し等のご提案については、本市の厳しい人口減少への対応という観点から重要な示唆を含むものであり、今後の検討の参考といたします。

No.	ページ (はじめ)	ページ (終わり)	該当箇所	意見	対応方針
2	163	165	<p>第 5 章 誘導施策 4. 老朽化した都市計画施設の改修に関する施策</p>	<p>P. 1614. 老朽化した都市計画施設の改修に関する施策→居住誘導区域、都市機能誘導区域を鑑みた場合、もしくは商業施設に集う観光客を鑑みた場合、防災面において道路の整備が喫緊の最重要課題であると考え。国道167号線が津波、台風、ゲリラ豪雨等で通行止め、寸断された場合、住民の移動だけでなく、救急車等の緊急車両の通行にも支障を及ぼす事が危惧される事から、補助的な役割を担う補助幹線道路を早急に整備すべきである。商工会議所が三重県に要望している高台バイパスの実現が最も効果的であるが、実現に向けての用地買収や費用面などの問題もあり、難航する事は容易に想像できる。については、現状の「旧とりつか商店：現トライマート」から池上、池の浦駅前を經由し朝熊道へ抜けるルート of 拡張が最も容易い方法ではないか？「土地区画整理法」に基づく「土地収用法」などを摘要し、任意売却での取得、土地収用、困難ではあるが手順を踏んだ行政代執行、換地や減歩など、ありとあらゆる「できること」を模索してほしい。朝熊道は緊急輸送道路であり、災害時において、自衛隊の転回を考慮した場合にも有効である。無電柱化の促進と4m幅の道路拡張を行う事は防火面においても「火消道路」となり有効である。建設課だけでなく、消防署を含め様々な部署の垣根を超えた取り組みが求められる。担当者においては、俯瞰して物事を見てほしい。また再開発にあたり、防火地域の策定も大きな役割があるといえる。新築時や増改築の際に耐火構造の建築物が求められる事は大きなコスト負担を強いる事になるが「住民の既得権」と「住民の安全安心」を天秤にかけたとき、何を優先すべきなのか？今一度問いかけたい。</p>	<p>立地適正化計画では、「緊急輸送道路の環境整備」「避難路整備」「狭あい道路や行き止まり道路の解消」を防災指針として位置付けており、まずはこれらの内容を推進することが重要と考えています。都市基盤整備や防火地域指定等のご提案については、本市の都市構造の強化という観点から重要な示唆を含むものであり、今後の検討の参考といたします。</p>

No.	ページ (はじめ)	ページ (終わり)	該当箇所	意見	対応方針
3	97	98	<p>第 3 章 誘導区域の設定</p> <p>2. 居住維持ゾーン（市独自の区域）</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 居住維持ゾーンの設定</p>	<p>中間報告時には、100年後の鳥羽市の目指す姿は、日常生活において海から遠ざけられ、海との関りがなくなっていくように感じられました。海と共に育ってきた、海に育てられてきた鳥羽の町で、先祖代々長い間培ってきた生活、風土、歴史、文化etc. が全く無視され、災害危険度に特化した考え方が幅を利かせすぎているように思いました。居住維持ゾーンが設定されているものの、最終的にはそこは人の住むところには適しませんよ、と強く否定されている印象で、当然人命の尊さは何物にも代えられるものではありませんが、それだけで鳥羽の街を変えていこうとするような計画には疑問でした。</p> <p>今回の計画案では、街づくりの理念を、「海の恵みと調和した持続可能な集約型都市」として、海をまちづくりの基本に据えていることにとっても安心しました。</p> <p>また、居住維持ゾーンも大切に考えられており、決して否定するものではないと位置付けていると理解しました。</p> <p>将来的には、都計道岩崎樋の山線を延伸しての鳥羽駅周辺エリアと池の浦駅周辺エリアの連絡や、大明エリアと赤崎駅周辺エリアを結ぶ老朽化が著しい安楽島橋に代わる新橋等を計画していくことも考えられるのではないかと思います。</p> <p>計画策定にあたり、大変ご苦労されたことと思われませんが、あと一息です。お疲れさまでした。</p>	<p>中間報告時において、災害リスクの評価が先行し、鳥羽の「海と共にある暮らし」の価値が十分に表現されていないとのご指摘をいただいた点については、真摯に受け止めております。今回の計画案では、鳥羽市都市マスタープランが示す「自然環境・歴史・文化資源の活用」という基本方針を踏まえ、街づくりの理念を「海の恵みと調和した持続可能な集約型都市」としたうえで、海との関わりを将来都市像の根幹に据える形へと見直しております。都市基盤整備のご提案については、本市の都市構造の強化という観点から重要な示唆を含むものであり、今後の検討の参考といたします。</p>

鳥羽市立地適正化計画（案）に対する意見（三重県）

No.	ページ	意見等	照会部署	対応の有無	対応方針
1	32	本市は多くの河川（加茂川、堀通川、紙漉川、大吉川、鈴串川、白木川、鳥羽河内川、落口川）が流れているため、 ⇒本市は多くの河川（加茂川、堀通川、紙漉川、大吉川、鈴串川、白木川、鳥羽河内川、落口川等）が流れているため、 ※県管理河川だけでなく市管理河川があるため	河川課	修正対応	ご指摘のとおり修正します。
2	173 182	災害ハザードとして浸水継続時間を対象としている。しかし、何時間以上の浸水を対象とする等、定量的な評価をしていないがよいか。	河川課	修正対応	p.177に長期浸水（概ね3日以上）となる箇所はない旨を記載します。
3	186	河岸浸食 ⇒河岸侵食	河川課	修正対応	ご指摘のとおり修正します。
4	186	洪水浸水深が3.0m以上の地域を居住誘導区域から外すことについてよいか。洪水ハザードマップでは浸水深の色分けが0.5m～3.0mとなっており、これを基準とした判断だと考えられる。しかし、洪水浸水想定区域図のオリジナルデータには、実際の浸水深が明示されている。このため、浸水深の区分をより細分化することを検討してはどうか。	河川課	修正しない	洪水浸水深が3.0mを超えると一般的な2階建の建物では垂直避難が困難になることから含めないとしており、都市再生協議会での協議で同意をいただいています。このことから原案のとおり、3.0m以上は居住誘導区域に含めないとします。
5	190	危険管理水位計等の設置 ⇒危険管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置	河川課	修正対応	ご指摘のとおり修正します。
6	81 83	「居住誘導区域」「居住誘導区域から除外を考慮する区域」の2つの区域があり、「含めない」「除外しない」等がどちらに該当するのか不明瞭であるため、「居住誘導区域に含めない」等と明記していただきたい。	防災砂防課	修正しない	「居住誘導区域から除外を考慮する区域」は国が示している区域であり、「居住誘導区域に含めない区域」はそれを受け、鳥羽市で含めないと判断した区域として使い分けています。そのため、表現は現状維持としたほうがよいと考えます。

No.	ページ	意見等	照会部署	対応の有無	対応方針
7	-	<p>鳥羽市立地適正化計画防災指針では土砂災害のリスクについて記載があり、居住誘導区域と接続する重要なネットワークインフラ等を保全する砂防等事業のハード整備を行うにあたり、住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域を優先的に保全し、当該地域を保全する対策を計画的・集中的に実施することで早期に安全度を向上し、併せて防災に配慮したまちづくりを促すことを目的とした「まちづくり連携砂防等事業」採択にあたり以下のイロハの項目について記載が必要であることから、必要事項の記載についてご検討をお願いいたします。</p> <p>※イ) 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域 ロ) 土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標 ハ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく「移転等の勧告」の活用に関すること</p>	防災砂防課	対応済み	「まちづくり連携砂防等事業」の採択用件のイロハについては、ご意見のとおり記載しております。
8	185	<p>(3) 具体的な取組とスケジュール回避(ソフト)に「ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく「移転等の勧告」」の活用に関することの記載をご検討お願いいたします。</p>	防災砂防課	対応済み	ご意見のとおり記載しております。
9	188	<p>(3) 具体的な取組とスケジュール低減(ハード)の「土砂」「砂防関係施設の整備」の重点的に実施する地区等の「居住誘導区域内」に「居住誘導区域に接続する重要ネットワークインフラ」の追記をご検討ください。</p>	防災砂防課	修正対応	<p>ご指摘のとおり修正します。 2/13防災砂防課に確認したところ、県の施策として記載しても支障ないとのこと →該当箇所「居住誘導区域及び居住誘導区域に接続する重要ネットワークインフラ」を追加 ※ネットワークインフラとは、道路、鉄道等のことをいう</p>

No.	ページ	意見等	照会部署	対応の有無	対応方針
10	84以降	第3章誘導区域の設定において、【参考】土砂災害警戒区域、【参考】洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）、【参考】家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模：L2）、【参考】津波浸水想定区域（理論上最大：L2）、【参考】臨港地区、が示されています。雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域も示していただくことでわかりやすくなると思われませんがいかがでしょうか。	下水道事業課	修正対応	ご指摘通り追加します。
11	189	施策において、立地適正化計画として行うべき道路事業が「緊急輸送道路の環境整備の実施」以外にもある場合には、記載すべきと考えます。 例) 緊急輸送道路の耐震化の推進	道路建設課	修正しない	耐震化や無電中化等も含め「環境整備」と表現しています。
12	189	「緊急輸送道路の環境整備の実施」主体は「市」のみの記載ですが、県も含まれるのではないかと考えます。	道路建設課	修正対応	ご指摘のとおり修正します。 「市」→「県・市」

No.	ページ	意見等	照会部署	対応の有無	対応方針																																						
13	188	<p>貴市地域防災計画において、「森林の防災対策」として「流域保全・山地災害対策」（林地荒廃への対応）もあわせて記載されています。</p> <p>このことから、災害ハザード「洪水・土砂」の施策を「治山関係施設の整備、保安林整備」としてはいかがでしょうか。</p> <p>なお、県が実施する「保安林整備」には、「保安林の改良」の意味を含んでいます。</p>	治山林道課	修正対応	ご指摘のとおり修正します。																																						
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">低減 【ハザード】</td> <td rowspan="5">防災施設整備</td> <td></td> <td>修、河道掘削</td> <td>地区</td> <td>県・市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水・土砂</td> <td>保安林の改良・整備</td> <td>市全域</td> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水出水(内水)</td> <td>都市下水路の維持補修、排水処理施設の整備</td> <td>都市下水路排水区域</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>海岸保全施設の整備・改修(港湾改修、堤防整備等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td>砂防関係施設の整備</td> <td>居住誘導区域内</td> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>修正(案)</p> <p>【治山関係施設の整備、保安林整備】</p> </div>						低減 【ハザード】	防災施設整備		修、河道掘削	地区	県・市				洪水・土砂	保安林の改良・整備	市全域	県				雨水出水(内水)	都市下水路の維持補修、排水処理施設の整備	都市下水路排水区域						津波	海岸保全施設の整備・改修(港湾改修、堤防整備等)						土砂	砂防関係施設の整備	居住誘導区域内	県			
低減 【ハザード】	防災施設整備		修、河道掘削	地区	県・市																																						
		洪水・土砂	保安林の改良・整備	市全域	県																																						
		雨水出水(内水)	都市下水路の維持補修、排水処理施設の整備	都市下水路排水区域																																							
		津波	海岸保全施設の整備・改修(港湾改修、堤防整備等)																																								
		土砂	砂防関係施設の整備	居住誘導区域内	県																																						

事務局修正（抜粋）

No.	ページ	修正内容
1	10	「用途地域内の空地（未利用地）の分布をみると、鳥羽駅や中之郷駅周辺には、平面駐車場等が多く、池の浦駅周辺や鳥羽駅の北西、志摩赤崎駅の周辺、南部の用途地域外縁部には、農地や未利用宅地が多く分布しています。」⇒「低未利用土地は、小浜町や池上町、鳥羽5丁目、大明西町周辺に多く分布しています。」
2	105	「赤崎駅周辺エリア」⇒「志摩赤崎駅周辺エリア」
3	119	「最終的な都市機能誘導区域」の図を追加しました。
4	122	都市機能誘導区域の面積に誤りがあったため訂正しました。
5	162	表現を少し変更しました。 「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくりの施策に要する費用に充てることを目的に、令和8年（2026年）4月1日から宿泊税の課税を開始します。」⇒「令和8年（2026年）4月1日から課税を開始した宿泊税を充当し、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくりの施策を推進します。」
6	163	対象となる都市計画道路（市道）から、「3.3.1国道167号」を削除しました。
7	164	対象事業一覧から、「岩崎樋の山線」と「城山公園」を削除しました。 県の認可みなし制度に関する手引き（令和7年10月）では、概ね5年以内に完了する事業を位置づけることになっていることから、鳥羽駅前佐田浜地区の鳥羽駅臨港線、佐田浜東公園、佐田浜西公園と長寿命化対策を実施予定の市民の森公園と池上公園を位置づけることにし、対象事業を精査しました。
8	167, 170, 171	表現を少し変更しました。 P.167の場合、 「※開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が居住誘導区域外の場合は、届出が必要になります。」⇒「※開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が居住誘導区域外の場合は、居住誘導区域外に属するものとし、届出の対象となります。」 また、届出の要否判断フローについて表現を変更しました。
9	全体	誤字脱字、文言の統一、表現の調整、数値確認等による修正を行いました。